

令和8年度 河北町立河北中学校 部活動方針

1 活動の目的

生徒の興味・関心に基づき自主性、協調性などの個性の伸長を図ることを目的とする。

2 活動基本方針

- (1) 生徒の自主的な活動を促し、計画的かつ安全に活動できるようにする。
- (2) 生徒一人ひとりの個性の伸長を図ると共に、学年を超えた生徒と生徒、生徒と教師の人間的なふれあいを深める場とする。
- (3) 中学生としてのマナーを身につけ、ルールを尊重する態度を養い、他の日常生活の中でも実践できるようにする。
- (4) 地域クラブとの連携を図り、一貫性のある生徒の育成と充実した活動が行われるように努める。
- (5) 教職員と保護者及び教職員間の連絡を密にし、目的に即した活動ができるようにする。

3 活動の内容

- (1) 部活動は任意加入制とし、入部した場合は3年間所属し活動する。
- (2) 年度の初めに部活動の所属の有無、外部活動等について全生徒の状況を確認するよう努める。
- (3) 1年生は、仮入部期間を経てから入部届を出し、部活動部会後に正式入部とする。入部の際には、保護者の同意書を必要とする。
- (4) 部活動の顧問は別表の通りとし、原則として顧問が付き添い活動を行う。顧問が付き添えない場合は他の教員や部活動指導員に協力を求め、安全面に配慮しながら活動を行う。
- (5) 部活動を欠席する場合は顧問に直接断ることとし、無理な場合は担任や部員を通じて顧問に伝わるようにする。
- (6) 活動の際は、顧問は部員の出欠を確認するとともに、活動の終了後、部員が下校するのを責任を持って見届ける。
- (7) 部活動部長会、部活動部会を定期的に行い、活動の計画や反省を行う。
- (8) 必要に応じて部活動顧問会を開き、活動状況や確認事項について話し合い、充実した活動を図る。
- (9) 休日の部活動については、原則として行わない。
- (10) 長期休業中の部活動については、次の点に基づいて実施する。
 - ア 顧問付き添いのもとで行う
 - ウ 全体で会議等がある場合は活動しない
 - イ 休みの半分程度の日数とする
 - エ 休日は活動しない
- (11) 本校の教職員以外にコーチを依頼する場合は、顧問からの要請を受け、校長の承認を得る。
- (12) 外部コーチ、保護者会長にも部活動指導における目的や方針を理解してもらうために外部コーチ・保護者会長の合同会議を開く。その際に、大会やコンクールへの外部コーチの帯同や参加をふまえ、できるだけ早い時期での開催が望ましい。
- (13) 定期テスト3日前から部活動を中止し、テスト勉強に専念させる。
- (14) 部活動中の怪我や事故等の防止に努める。特に熱中症等の未然防止のため、WBGT等を測定するとともに、こまめな水分・塩分の補給や休息を設ける。また、活動中に熱中症の疑いや怪我・事故等が生じた場合は速やかに対応計画（熱中症対応フロー等）に従い、適切に対応する。

4 活動日及び活動時間について

- (1) 活動日
 - ア 平日 火・水・金曜日に活動し、月曜日及び木曜日を活動休養日とする。
 - イ 休日 活動は行わない。
- (2) 活動時間
 - ア 終わりの会終了時刻～17:45 完全下校 18:00
 - イ 2時間程度までの活動とする。
※地域クラブの活動と合わせて1週間あたり11時間程度とする（町のガイドラインより）。
- (3) 長期休業中の活動について
 - 生徒が、普段できない体験や個人の興味関心に基づいた活動に時間を費やせるように、また家庭及び地域の一員として活動・貢献ができるようある程度長期の休止期間を部ごとに設定の上担当に報告し、「長期休業中の活動計画一覧」に示し共通理解を図る。
- (4) 活動時間の確保

地区中総体、地区中新人総体、地区吹奏楽コンクール 3 週間前からは放課後に他の活動を行わず、学校をあげて部活動に取り組む。

5 中体連・中文連主催の大会等への参加について

- (1) 大会参加について
 - ア 学校のチームで参加するか、クラブのチームで参加するかについて中体連の手続きに従って確認する。
 - イ 休日に行われる冠大会へは、部活動としての参加はしない（クラブ等での参加となる）。
- (2) 部活動の生徒の移送について
 - ア 地区中総体、地区中新人総体の送迎は保護者による送迎を基本とし、県大会以上の大会については町のスクールバス等を学校で手配する。
 - イ 授業日に外部で部活動を行う場合は、必要に応じて町のスクールバスを利用する。

6 学校管理下外の生徒の活動について

- (1) 顧問は、年度初めに部員が学校外のクラブ活動等に所属して活動している実態を把握する。
- (2) 顧問は、部に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催する場合は、町の「地域スポーツクラブ」に登録するよう保護者の理解と協力を得る。
- (3) 顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ等」の活動が、学校の部活動と同じ活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動と地域スポーツクラブ等の活動日・活動時間を合わせても上記 4（2）の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得られるように調整を図る。
- (4) 顧問は、上記に示したような「地域スポーツクラブ」への部員の加入については必ず任意とし、保護者会が強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、クラブ関係者、保護者に理解と協力を得る。

7 年間計画及び活動実績について

- (1) 顧問は毎月の部活動指導の活動計画を校長に提出する。これをもって年間計画に替える。
- (2) 顧問は毎月の活動計画の時間と場所を、前月の 25 日まで職員室内に掲示する。

8 その他

- (1) 河北中学校部活動運営委員会を設置（構成員：校長・教頭・生徒指導主事・部活動担当・町担当者）し、部活動の適正な運営と地域クラブとの連携がなされるよう取り組む。
- (2) 部活動の地域展開において、生徒にとって有意義な活動になるように、また学校と地域が友好的で実効性のある連携が図れるように「地域クラブ担当者」を置き、町、地域クラブと随時連絡を取り合う。
- (3) 部活動に関する費用について
 - ア 個人の物品購入の支払いや保護者会費などの集金業務に顧問は関わらない。
 - イ 学校事務からの割り当て部費等については、用途を明確にした上で収支に係る書類を伴う報告を確実に行う。
- (4) 部活動の統廃合について
 - ア 二大会連続で、学校単独で中体連主催の大会（地区新人総体、地区中総体）に出場できない部は、新規部員の募集を停止する。
ただし、募集停止時点で在籍する生徒については、その活動を継続することを可とする。
 - イ 募集停止が決定した時点で、在籍する生徒・保護者に連絡し、継続の意思、転・退部の意向を確認するものとする。
 - ウ 募集が停止された部は、在籍する生徒が卒業した時点で廃部となる。
- (5) 令和 8 年度の地域クラブの校舎使用について
 - ア 社会体育施設については、町の条例に基づき利用申請のもと貸し出しを行う。
 - イ 校舎を使用する場合は上記アに準じて貸し出しを行う。
使用は校舎管理棟 2・3 階部分のみとし、昇降口 1ヶ所のみ解錠する。
 - ウ 使用できる団体は町に登録された地域クラブで、町の調整会議で確認された団体のみとする。

上記以外の事項については河北町教育委員会の方針に則る。上記方針は 2026 年 4 月 1 日より実施する。